

尺といふ、瑠璃もて作りしにはあらず、これもまた唐の鏤牙尺なるべし。昔に十二支を畫けり、寅に始り丑に終る。  
大安寺周尺。

大安寺に傳來せし尺、とて、うつし傳へたる尺あり、その長曲尺八寸二分五釐、その底記によるに、高野大師將來のものなりとぞ、是もまたその寸分によりて考ふれば、令小尺の微短くなりしなるべし、令小尺は、唐朝にても周尺と稱せしなれば、そのまゝに傳へしならん。

法壽庵周尺。

南都瓦釜町法壽庵に、周尺とて傳はれる尺あり、その長曲尺八寸二分六釐五毫あり、蓋し令小尺の漸短なるものなるべし。

檣尾尺。

この尺長曲尺八寸一分四釐四毫〇七にして、寸分なし、その底記によれば、所謂肘尺にして、梵尺なるべし、肘尺は俱舍論に詳なり、然してこの尺も、唐家の尺度より求めしにはあらず、廿四指を横に布を、一肘といふによるべし、然らばその人々の手指の大小にかゝはることなれば、高野山叡山等に傳はれる肘尺、みな異なるにてしるべし。

生駒寺律衣尺。

此尺長曲尺八寸五分一釐有奇にあたる、是も例の肘尺なれども、その度は唐小尺を用ひしもの訛長せしなるべし。

高野山尺。

この尺長曲尺七寸九分三釐一毫五々、寸分なし、これもまた肘尺にして、その人の手指の小なりしなるべし、又按にこの尺の底記に、寶永九年の字あるによれば、この尺さしてふるきものにはあらざるべし、律尺考驗にのする、御府周尺といふものをうつせしにはあらざるか、御府周尺は、